

# 第6回臨時評議員會議事録

平成26年3月10日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第6回臨時評議員会議事録

1. 招集年月日 平成25年12月12日(木)
2. 開催場所 「田中田村町ビル5D室」  
東京都港区新橋2-12-15田中田村町ビル5階
3. 開催日時 平成26年3月10日(月) 午後3時00分
4. 評議員現在数 8名
5. 出席者  
(出席評議員:6名) 加藤栄一、坂巻 熙、中川桂子、本田機先、村川浩一  
(午後3時50分着席) 佐藤嘉恭  
(出席役員:4名) 代表理事多田 宏、業務執行理事 小林悦夫、  
監事 金田充男、監事 高橋忠夫
6. 議案等
  - (1) 第1号議案  
「定款の変更」の件
  - (2) 第2号議案  
「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準  
(平成26年4月1日)改正」の件
  - (3) 報告事項等
    - ① 「平成26年度事業計画書及び予算書について」の件
    - ② 「不動産寄附の受入について」の件
    - ③ 「指定寄附金運用益の用途拡大について」の件
    - ④ 介護資格取得支援者へのアンケート及び帰国者の介護状況調査の  
実施状況について
    - ⑤ 個人情報の具体的な取扱いについて(指針の公開)

## 7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から評議員現在数8名中、現時点の出席者は5名であり、定足数である評議員現在数の過半数に達した旨報告。なお、出席予定の佐藤評議員は所用のため到着が遅れて来ることも説明がなされた。

議案の審議前に、当財団元理事であった板山賢治氏が昨年9月に、元評議員の千野誠治氏が今年1月にご逝去されたことを報告し、故人を悼み黙祷を捧げた。

その後、多田代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行った後、定款第23条に基づき互選により加藤評議員が議長となり、議案の審議に入った。

今評議員会の議事録署名人の選任（議長の他、2名）について、議長から次の者を提案したところ全会一致で選任された。

（中川桂子 評議員・本田機先 評議員）

## 8. 議事の経過及び結果

議長より、第1号議案「定款の変更」の件は、定款第25条第1項及び第2項に基づき佐藤評議員が到着してから審議に入ることについて説明が行われ、出席評議員の同意を得られたため、第2号議案から審議が行われた。

### （1）第2号議案「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準（平成26年4月1日）改正」の件

議案書及び資料に従い事務局から以下のとおり説明した。

- ① 「評議員及び役員の報酬並びに費用に関する支給基準」第12条「この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。」ものであること。
- ② 平成24年度から、常勤役員の報酬、職員、臨時職員等の給与の基準を一律2%引き下げ、顧問の報酬基準についても所定勤務日数を超える場合の一日当たりの加算額を2割カットしたが、平成26年度から元の基準にもどす。これは、平成26年度には経済状況の好転により当財団の財政状況も持ち直してきており、加えて、日本政府の賃金引き上げ要請、公務員給与の改正、消費税アップ、円高による物価上昇等の環境変化も生じてきているものであること。
- ③ 職員、臨時職員の給与基準については、理事長決裁により平成26年度から元の基準に戻すことが決定されている。顧問の報酬については、先日の理事会において元に戻すことが決議された。常勤役員の報酬については評議員会において承認が必要であること。

(質疑)

援護基金職員等の給与基準等を国家公務員給与の改正を理由の一つとしているが、国が地方交付税を削減して地方公務員の給与削減を求めた問題との整合性について伺いたい。また、平成24年度の下げ幅2%の根拠如何。

(事務局の応答)

国家公務員の給与改正に併せているものではなく、援護基金の財政状況と社会情勢により改正するものである。今回は国家公務員の給与改定と偶然に時期があっただけ。2%削減の根拠は当時の援護基金の財政事情によるもの。

以上の質疑を受け、第2号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(2) 第1号議案「定款の変更」の件(午後3時50分 佐藤評議員着席)

議案書及び資料に従い事務局から以下のとおり説明した。

- ① 第10回理事会(2月28日)で平成26年度の事業計画と予算書について承認された中の基本方針の一つに「帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図ること」とあり、これからの中心となる老後支援の拡充策の具体化として、新たに介護サービス事業者として指定を受けて訪問介護事業所を開設するものであること。
- ② まずは東京都内で介護サービス事業所を始めるにあたり、東京都の指定を受けるには法人格を有していること、法人格を有するには定款に介護保険法に基づく介護事業を行うことが定められてなければならないこと。
- ③ 第10回理事会(2月28日)の承認は、評議員会において定款変更が決議されることが条件であること。
- ④ よって、定款第4条で定める援護基金の実施事業に新規事業「介護保険法に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業」を加えるものであること。

(意見・質疑等)

意見1

帰国者の老後支援問題の中で、多種の介護サービスがある中で、最初の一歩として訪問介護事業所を運営していくことは適切かと思う。その中でも、職員の処遇、営業区域の表記の仕方は悩むところであるが、管理者、特にサービス提供責任者に良い人材を得て、事務所と遠隔となるサービス

提供地域のスタッフと密に意思疎通、連絡等をしていくことが大事かと思う。いずれ訪問介護事業が熟した時期には、帰国者の処遇の問題として相談支援事業の居宅介護支援（要ケアマネージャー）をも視野に入れておくべきかと思う。

（これについて、事務局、了解）

#### 質疑1

地方での介護サービス事業所の設置・運営はどう考えるか。孤児が多く住む大阪も考えられるが。

（事務局の応答）

まずは中野区で始めてみなければということがある。

問題として孤児一世（サービス利用者）と（日本人）ヘルパーの意思疎通が出来ていないことと、介護資格を取得した2・3世が資格を生かす場所がないというミスマッチ問題がある。一般の事業所は交通費の持ち出しとなり赤字になるので、営業区域外の（帰国者の）利用者にはヘルパーは派遣しない。これを援護基金が事業所となって（帰国者の）利用者のもとへ2・3世ヘルパーを派遣する、このようなマッチングを行うことも援護基金の役割と考えており、マッチングが進めば利用者と資格者双方の集団が大きくなり、一般の派遣事業所に援助も含めて全国的に展開していこうと考えている。その結果、大阪でも広がるものと思われる。

#### 質疑2

中野区のマーケティング（帰国者の利用者）如何、利用者には日本人もいるのではないか。寄附されたマンションは本事業に適切なのか。

（事務局の応答）

確かに帰国者は江東区・足立区・江戸川区等が多いが、せっかく寄附として頂いた中野区のマンションを足掛かりに、まずは指定を受けることが始めの一步であり、同時にエリアを広くしてやっていく。その後はニーズに合わせて、様々な状況を判断しながら江東区・足立区等への事務所設置等を視野に入れて展開をしていくつもり。

通所型事業所（デイサービス）だと利用者に日本人も入ってくるが、今の考えとしてはヘルパー派遣型事業所（訪問サービス事業所）であり、2・3世ヘルパーを派遣することによって実質的にはサービス利用者は帰国者に限られてくると思われる。訪問サービス事業所であれば受付、面談、事務作業ができる事務所があれば十分であり、寄附された（ワンルーム）マンションはその事務所として最適かと思う。

#### 質疑3

かなりの赤字が出るのではないか。

(事務局の応答)

一般的には事業所開設から約3年は赤字であると聞いており、3年間の赤字も折り込んだ計画で開設するもの。公益財団法人の性質上、黒字を出すことは目的ではないが、かといってかなりの赤字が続くのもよいものではない。目標としては3年間でマッチングを確立して赤字は出さないようにしたいと考えている。

以上の質疑を受け、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(その他、意見・質疑等)

意見1

帰国者の高齢化の現状、アンケート結果も含めてマスメディアにプレスリリース、アピールしていくように。

(事務局、了解した。)

意見2

今の現場で最も多く相談されることは、介護問題である。孤児側は介護保険制度をよく理解していないことが問題の要因となっているが、介護を行う側は高齢帰国者の状況や心情、病気が背景に潜んでいることも踏まえて理解してやってほしい。介護事業所の立ち上げは大変な事業だが頑張ってもらいたい。

質疑

留学生ボランティア活用のシステム構築の提案と中高年者の中国語勉強者を語りかけ協力員として活用することについて如何。

(事務局の回答。)

介護関係で留学する者は既にいる。我々が事業所を運営することで留学生の活用や介護事業所とのネットワークを進めていきたいと考えている。

「語りかけ協力員」とは、施設内で孤立化している帰国者に対して、派遣は国の費用、援護基金は語りかけのノウハウ(手法)を提供していくことを理想型として試験的に行っているもの。語りかけ協力員は数名であり、これらの者をブラッシュアップして、自治体における語りかけ協力員養成の場に指導的立場として派遣できればと考えている。

なお、帰国者への語りかけはネイティブな中国語でないと意思疎通がうまくいかず、通じ合わなければ語りかけ協力員と帰国者双方にストレスが溜まってしまいますので、北京語学習者向けではないと思われる。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」の報告が行われた。

### (3) 報告事項

小林常務理事から次の項目につき報告があった。

#### ① 平成 26 年度事業計画書及び予算書について

##### ア 「帰国者高齢化時代に対応して事業の転換を図る」

具体的には、これからの中心となる老後支援を拡充し、介護サービス事業者として指定を受けて訪問介護事業所を開設する。

##### イ 事業を大幅縮小したり廃止したりするものについては、平成 26 年度中に計画的第一歩を開始する。

##### ウ 情報の管理体制強化を進める

ヘルパー情報、要介護帰国者の情報、その他介護に関わる情報を中心に、特に収集と活用の面で強化する必要がある。

##### エ 財政均衡に努める。

#### ② 不動産寄附の受入について

中野区在住の山野井邦子氏から不動産の寄贈について申し出があり、これを受入れて平成 26 年 1 月 30 日付で所有権移転の登記手続を完了している。

この他にも那須高原の土地の寄贈の話もあったが、こちらは受入に至らずに終わった。

#### ③ 指定寄附金運用益の用途拡大について

指定寄附金運用益の用途拡大について、内閣府及び厚労省を通じて財務省と協議中であること。

#### ④ 介護資格取得支援者へのアンケート及び帰国者の介護状況の調査の実施概要について

#### ⑤ 個人情報の具体的な取扱いについて（指針の公開）

以上をもって第 6 回評議員会の議案の審議等が終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後 4 時 30 分）

上記の議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成26年3月24日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

議長

加藤栄一

評議員

本田機先

評議員

中川桂子